

京都市桃山東第二土地区画整理組合が施行する京都市桃山東第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更を、土地区画整理法第39条第1項の規定により認可しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年9月12日

京都市長 榎本 頼兼

- 1 組合の名称 京都市桃山東第二土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 京都市上京区丸太町通河原町西入る高島町335番地
財団法人京都市土地区画整理協会内
- 3 事業施行期間 平成9年3月13日から平成22年3月31日まで
- 4 施行地区 京都市伏見区桃山町大島・同区桃山町和泉・同区桃山町因幡
同区桃山町丹後、同区桃山町養斉の各一部
- 5 設立認可の年月日 平成9年3月13日
- 6 変更認可の年月日 平成19年9月7日

(建設局都市整備部区画整理課)